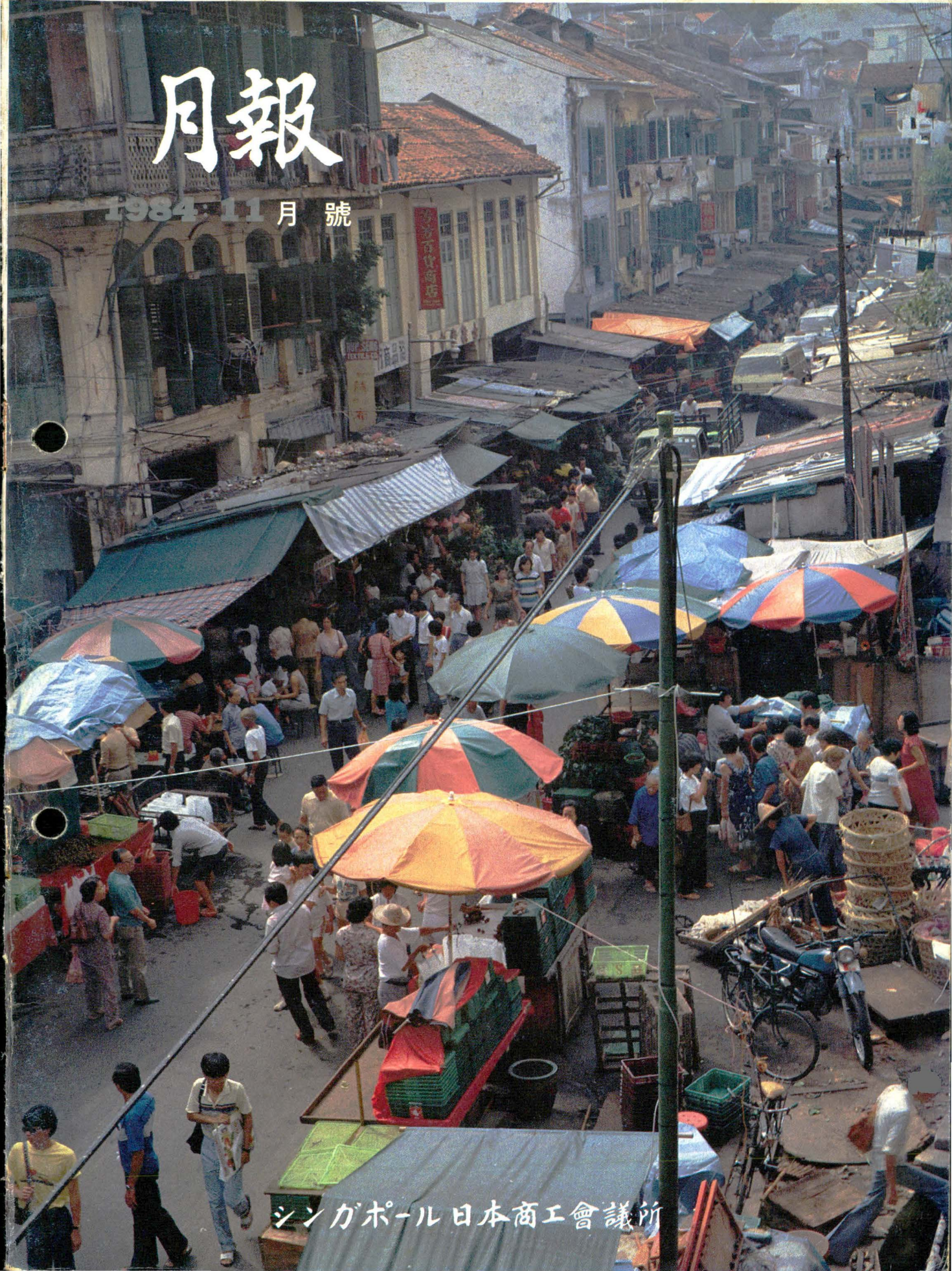


月報

1984 11 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1984年11月号)

ジョーホールの投資環境	(東京銀行 クアラ・ランブール支店) 樋口 宣敏	1
シンガポールの源泉徴収制度と配当課税制度 (公認会計士)	原 邦明	13
シンガポールの化粧品市場と購買層の特性 (資生堂シンガポール)	守谷 光司	24
小切手の話	(株式会社住友銀行) 竹内 実	30
理事会の動き		35
10～11月の主な経済記事		40
広 報 欄		49
資料案内		51
編集後記		53

「ジョホールの投資環境」

東京銀行クアラ・ランプール支店

樋口 宣敏

最近、日本及びシンガポールの日系企業より、ジョホールに対する投資についての相談、照会が増加している。

これは恐らく以下の理由によると思われる。

1) 日本より対マレーシア投資の検討

マレーシア投資を考える場合、通常は首都区周辺（K・L，セランゴール州）が考えられる。しかしながら、最近の首都区周辺は土地も高騰かつ入手難の状態にあり、労働力の確保も困難になりつつあることから、次善の地としてペナン、ジョホールへの進出を検討。

2) シンガポールからの考え方

上記事情に加え、シンガポールでは既に土地及び労働力の確保に限界が生じ始めており、代替地を模索する企業が増加しつつある。この場合、最も貴重な日本人スタッフを両国の管理に使用し得るジョホールが最初の候補地として掲げられる

上記背景を念頭に置きつつ主として製造業のジョホールへの投資環境を考えてみることにしたが、シンガポール側からの対ジョホール投資に些かでも参考となれば幸いである。

（ジョホールの概要）

ジョホール州は半島マレーシアの最南端に位置する州であり、経済圏としてはシンガポールに近いとも言える。

ジョホール州は元来、ゴム・木材・パームオイルを中心とする農業州であり、試みにマレーシアの国内総生産よりジョホール州の比率をみていくと、国内総生産合計で11.4%と、セランゴール州・首都区に次ぎ、ペナン州と肩を並べ一大経済圏を構成している。

(表 1) 産業別国内総生産 1970年価格—

(百万 M \$)

	1971		1983		産業構成比率(%)				ジョホール州比率(%)	
	ジョホール	全マレーシア	ジョホール	全マレーシア	ジョホール		マレーシア		1971	1983
					1971	1983	1971	1983		
農 林 ・ 水 産	625	3,852	1,140	7,030	43.5	30.5	32.4	22.8	16.2	16.2
鉱 業	32	834	25	1,371	2.2	6.6	0.7	4.5	3.8	1.8
製 造 業	217	1,858	780	5,628	15.1	14.7	22.2	18.3	11.7	13.9
建 設 業	32	541	224	1,751	2.2	4.3	6.4	5.7	5.9	12.8
公 共 事 業	23	238	61	777	1.6	1.9	1.7	2.5	9.7	7.9
運 輸 通 信	76	632	202	2,509	5.3	5.0	5.7	8.1	12.0	8.1
卸小売・ホテル	111	1,717	335	4,234	7.8	13.6	9.5	13.7	6.5	7.9
金 融 不 動 産	112	1,126	255	2,512	7.8	9.0	7.3	8.2	9.9	10.2
政 府 サ ー ビ ス	162	1,466	427	4,191	11.3	11.6	12.0	13.6	11.1	10.2
そ の 他 サ ー ビ ス	46	354	74	813	3.2	2.8	2.1	2.6	13.0	9.1
合 計	1,436	12,618	3,523	30,810	100.0	100.0	100.0	100.0	11.4	11.4

出 所: Forth Malaysian Plan

産業別には、農林・水産業においてマレーシア第1位（含むサバ・サラワク）であり、製造業においてもセランゴール、ペナン州につき首都区と肩を並べるに至っている。

（表 1）からもわかるように、同州の産業別国内総生産に占める農林・水産業の比率は年々低下しつつあり、逆に製造業・建設業の比重が高まっている。過去12年間の対比でみても、マレーシアの製造業生産伸率が202.9%であったのに対し、ジョホールのそれは259.4%と、また建設業に至っては223.0%に対し600.0%と、驚異的な伸びを示しており、工業化のテンポは他州に比べて極めてハイペースと言える。

（製造業及び工業団地）

ジョホールにおける製造会社は、1981年末現在1265社であり、食品から電気・鉄鋼迄幅広く業種が分布するが、内45%が農業関連産業であるところに同州の特色がある。

同州では更に工業化を進めるべく州経済開発公社（SEDC）を中心に工業団地開発を進めつつあり、あらゆる種類の産業受入れを考えているが、特に輸出促進産業及びハイテク産業の誘致を歓迎している点は、同国の方針と軌を一にしている。

1) 製造業

ご高承のとおり、マレーシアでは25万マレーシア・ドル以上の製造業についてはマレーシア工業開発庁（MIDA）を窓口として商務省の製造ライセンスを受ける必要があるが、1968年より1984年3月迄に985社が許可を受け、現在66.6%にあたる656社が操業中である。

同許可状況より趨勢を探ると以下のとおりとなろう。

（表2）製造ライセンス発給状況

年 度	ジョホール州許可件数	全マレーシア許可件数	ジョホール州比率
1971	46	304	15.1
1972	47	355	13.2
1973	50	473	10.6
1974	73	525	13.9
1975	81	428	17.7
1976	66	425	15.5
1977	63	400	15.7
1978	69	428	16.1
1979	76	484	15.7
1980	79	377	21.0
1981	70	628	11.2
1982	86	484	17.3
1983	67	498	13.5
1984/1-3 月	24	153	16.7
1968-1984/1-3	985	—	—

（出所：MIDA）

（表3）工業奨励適用状況（1968～1984/1～3月）

奨 励 内 容	取得件数	比率（%）
創始産業比較	256	26.0
投資税控除	140	14.2
労働力に伴う軽減控除	10	1.0
地方開発奨励措置	3	0.3
その他奨励措置	10	1.0
奨励措置非適用	566	57.5
合 計	985	100.0

（出所：MIDA, J.B）

(表4) 産業別製造ライセンス許可件数

	許可件数	比率 (%)
食 品	143	14.5
飲料・タバコ	11	1.1
繊維・織物	151	15.3
皮 革	4	0.4
木材・木製品	81	8.2
家 具	17	1.7
紙・印刷・出版	35	3.6
化学・化学製品	79	8.0
石油・石炭	5	0.5
ゴム製品	38	3.9
プラスチック製品	49	5.0
非金属製品	80	8.1
基礎金属製品	17	1.7
建築用金属製品	78	7.9
機械・製造業	27	2.8
電子・電気器機	83	8.4
輸送用器材	25	2.5
科学計測器機	5	0.5
そ の 他	34	3.5
ホテル・観光業	23	2.4
合 計	985	100.0

(出所:MIDA)

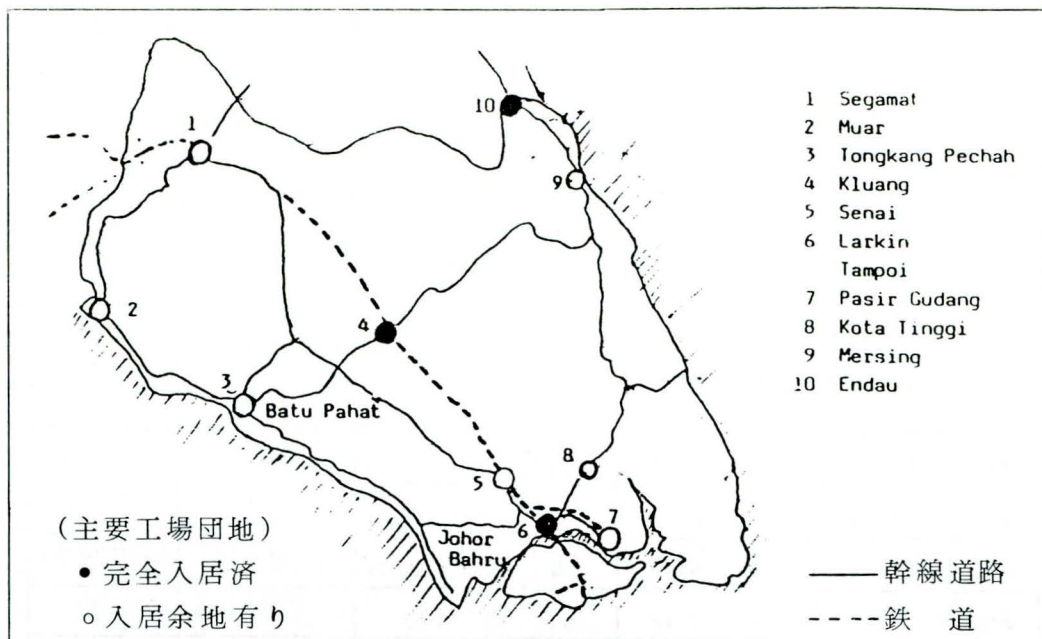
即ちジョホールへの工場進出は常に安定した投資を受け入れており、全マレーシアでも高いシェアを維持している。

業種別には食品、繊維、電子・電気及び木材関連産業に比較的集中、全許可取得企業の42.5%が何らかの税制奨励措置を受けており、輸出

指向、技術力又は雇用造成の面において質の高いことを示している。

2) 工場立地

(表5) —ジョホール州工業団地—



SEDCが中心となり11カ所の工業団地を造成、更に5カ所を造成しないし拡張工事を計画中であるが、必ずしも同工業団地に入居せず民間開発の団地に入居の場合も多い。

(表6) 地域別製造許可件数 (1968～1984 / 1～3)

地 域	許可件数	比率%
州開発工業団地	484	49.1
その他	501	50.9
合 計	985	100.0

(出所:MIDA)

州工業団地への入居はPASIR GUDANG及びLARKIN・TAMPOIに、またその他地域については州の中心であるJOHOR BAHRUに集中する傾向にある。

特に海外からの合弁企業及び大規模工場についてはほぼ例外なく工業団地に入居しており、日系合弁企業についてもPASIR GUDANG, LARKIN

・TAMPOI, SENAI及びSRI GUDANG の工業団地及び一部JOHOR
BAHRU に集中しており、今後の日系企業進出についても同様に州開発
の工業団地に入居するものと思われる。

上記傾向よりEDCが中心となり開発する工業団地について概説する
と以下のとおりである。

(表7) 工業団地概要

工業団地	団地面積 (ha)	可販面積 (ha)	販売価格 (M\$/m ³)	クィットレント (M\$/ha, 年間)	団地用途
Larkin & Tampoi	167.14	nil	4.31	484.33	一般
Pasir Gudang	1,180.00	106.00	32.29	L: 494.21 M: 741.32 H: 988.42	重工業
Tanjung Agas	78.51	2.02	21.53-32.29	同上	一般
Tongkang Pechah	15.18	nil	12.92-16.15	同上	一般 (水質に難)
Sinai	40.47	nil	21.53-32.29	同上	輸出産業
Segamat	39.46	nil	21.53	同上	一般
Parit Raja	37.64	8.09	21.53-32.29	同上	一般 (電気に難)
Sri Gudang	121.41	nil	32.29-37.67	同上	軽／中工業
Kota Tinggi	12.14	5.29	37.67-43.06	同上	軽工業
Kuluang	52.21	30.29	未決定	同上	中／重工業
Bandar Tenggara	116.14	9.19	8.61	同上	一般
Bandar Penawar	28.85	nil	8.61-5.38	同上	一般

(出所: MIDA)

註1) 上記に加え5カ所で造成拡張工事計画中

註2) 全て賃借契約であり期間は60年プラス30年オプション

上記の表でみると、工業団地への入居余地が非常に少ないとの印象であるが、実際に回って見た結果LARKIN・TAMPOI及びSENAIの他は入居の余地があると思われ、団地開発予定面積に対し未開発面積が目立つこと及び購入予約済土地の未操業の空地が目立つことより、当該工業団地を希望する場合、まずSEDCと接触されることをお勧めしたい。

(その他の事項)

1) 電気・水道・通信

各工業団地には団地開発の際、電気・水道・通信について配慮されており、一応充足されていると言って良い。

但し電気については月1～2回程度の停電があり、無警告のため電気を多く使用する所では発電所又は変電所からの直接取り入れを交渉する等の手段も考慮する必要がある。

水道は団地により圧力が不足、断水のケースもあり、供給にバラつきがあること及び増水の依頼に応じられない現状であることより、貯水タンクを設置、水量の安定化を図っている所が多い。

また水質も以前と比較良質化していると言われるが、水質・水量を要求される業種については工業団地毎に事前にチェックすることが望ましい。

通信については、電話回線も以前に比べ改善されており、現在進行中の電話回線増設工事により更に事態は良化されると思われる。但し、現在よく聞かれる苦情として1) テレックスがよく故障、数日に互るケース有り 2) 電話の状態が悪く、特に国際線が不良（急ぐときはシンガポールに依頼）3) コンピューターのオンラインシステムが接続不能であり、親会社のソフトシステム使用が困難との声が聞かれる。

2) 道路

ジョホール州の道路は舗装率も高く、道路網もマレーシアの中では充実していると言える。

企業にとって、国内販売にあっては、クアラ・ルンプール、ペナンへの道路、また輸出志向産業にとっては、ジョホール港への配船、使用制約の問題より、シンガポールへの運搬が大きな問題となる。

この点で、大部分の企業にとって満足すべき水準にあると言われるが最初に述べた農林業が大きなウエイトを占めていることから、トラックの運行率が高く、道路の破損（道路補修がされない）、交通渋滞の原因を作り出しているとして、この面での不満はよく聞かれる。

一方、同州の経済はシンガポールとの繋りが大きく、シンガポールへの製品販売及びシンガポール経由の製品輸出がかなりの比重を占めており、一時問題となった通関への所要時間はかなり短縮され、運送のスピードアップに繋がっているが、1983年10月より適用されているローリーのシンガポールへの出入毎の100マレーシア・ドル課税システムについては、運送費のコストアップ要因として不満が強く、政府に対し撤廃要求がなされているものの本年度予算教書では見送られている。

3) 港湾設備及び自由貿易地域

ジョホール港は1977年、PASIR GUDANG 工業団地の南端に310 haの面積を確保、建設された比較的新しい港である。1977年には取扱量は50万フレイト・トンに過ぎなかったが、1983年には290万フレイト・トンと年率約26%の伸率を示している。

1984年10月1日より、更に取扱量を増やすべく、同港を含む一帯をジョホール州初のフリートレードゾーンに指定した。

しかしながら、従来のシンガポール経由の輸出体制の便利さ及び国際港シンガポールを前に、ジョホール港への配船が思うに委せない現状より輸出入を促進する機能を発揮するには至っていない。

但し、このフリートレードゾーンは第1期であり、更に広範囲な地域をカバーする、第2期計画を充足した時点では、本格的にマレーシア製品のシンガポール経由輸出を防止する何らかの政策が行われることが予想される。

マレーシアではフリートレードゾーンと同じく輸出入産業を奨励する制度として、許可制保税工場 (LMW=LICENCED, MANUFACTURING WAREHOUSE) があり、フリートレードゾーンとほぼ同様の効果を上げている。

ジョホールにおいても輸出産業について税関オフィサーが工場毎に常駐、チェックシステムをとることでこの形式を採用しており、PASIR GUDANG, SENAI及び特にBATU PAHAT地区(電子・電気関係メーカー)に集中する傾向を示す。

工場立地及び船積地を特定しない同制度は、ジョホールにある輸出志向産業にとっても自由貿易地域よりも適合性を有し、今後の進出企業についてもこの制度適用を受ける方が有利な形となろう。

4) 労働力

1980年におけるジョホール州の人口は160万人であり、1981年現在製造業就業人口は約9万8千人である。

ジョホール州の人口構成は、5才～24才の人口構成比率が約48%と、将来の労働力の中心をなす層が厚いことが特徴であり、現在も農園及び一部の工業団地（KOTA TINGGI）を除いては、労働力についての不足はない。

しかしながら、時代の流れともいべきホワイトカラー志向、また居住地の問題より通勤が困難なこと、更には給料の良い企業へのシフト

（ジョブホッピング）ないしシンガポールへの出稼ぎ等により、決して労働者の定着率は良くなく、熟練労働者確保には各企業とも苦勞している。

工場労働者についての雇用は、上に述べたとおり比較的容易と言えるが、各企業共通に悩んでいるのが管理者及び技術者の確保である。

マレーシアの場合、人種的問題を考慮する必要があり、従来、一般労働者はマレー人・インド人、管理者・技術者は華人ということであったが、マレー人地位引上げのためのブミプトラ政策より、マレー人の引上げが要求され、質的問題より絶対数が不足してきたこと、更には企業数の増加により人材不足の現象が続いている。

一部の企業では、シンガポールより管理者・技術者の調達を試みたが、マレー人及びマレーシア華人から排斥され、失敗に終わっている。更には引き抜きを含むジョブホッピングが激しく、管理者・技術者の確保難を一層強いものにしている。

（日系企業の現状）

現在ジョホール州には24の日系合弁企業が進出しており、内17社が製造業、残りは建設・ホテル・農園・港湾業務サービス等である。

製造業については木材、繊維、化学、電子・電気、造船及び鉄鋼業等の中、重工業に集中する傾向があり、労働集約及び装置産業への分化傾向を示している。

製造業のうち10社についてインタビュー調査を行ったが、以下いくつかの項目について述べてみる。

1) 資本構成

イ)輸出中心ないしハイテク企業においてはマジョリティーを日本側が確保している（電子・電気・自動車部品）。

ロ)政府ないしロイヤルファミリーとの合弁の場合、日本側がマイノリティーとなる（鉄鋼・木材・造船）

ハ)通常の場合は日本側資本が49%以下ではあるが、華人資本と結ぶことによりマジョリティーを確保している。

また、日本側がマジョリティーをとっていても、会長には名目的にせよマレー人を据えているケースが大部分である。

2) 日本人社員

マレーシアにおいては外国人の労働許可が極めて厳しく、1社につき1～2名の地位については恒久的に労働許可が与えられる。

これとは別に、技術・プロジェクト管理のために技術者に対し暫定的に労働許可が与えられる。

ジョホールにおいては10社の製造業のうち日本人派遣の最も多いところで20名（造船）、最も少ないところで1名（車部品）とバラつきが多いが、電気・鉄鋼等技術の要求される産業については比較的派遣人員が多くなっている。

マレーシアにおいては、技術移転の基準として派遣社員の現地人への肩代りが目安として使用され、当局からの指導が行われるが、操業立上りの時点では弾力的な運用がなされている。

3) 輸出志向の有無

ジョホール進出企業については、国内供給のための製造業が、鉄鋼・車部品・化学と特種な業種に限定されており、その他の企業につい

ては輸出志向の傾向が強い。特に製品のほぼ全量輸出される業種として、対日本向にヤシがらを利用した活性炭、製紙用木材チップが、また欧米向けとして電子・電気部品が掲げられる。

これらの製品についても、前述の如く木材チップ（専用船）を除いて大部分がシンガポール経由で輸出されている現状である。

4) 雇用

イ) 人種問題

政府指導により人種比率に従った雇用が奨励されているが、華人の多いジョホールにあってもマレー人優先の雇用が行われており、人種比率に従った雇用は1社のみであり、その他はマレー人雇用比率73～100%であり、工場労働者のみではマレー人の比率は更に高くなる。

ロ) 離職率

主として労働集約産業型であり、近隣に同業他社のある場合、一般労働者にジョブホッピングの傾向が強く、繊維で年率60%、電気で25%に上っている。

但し、一般労働者については求人が容易と言われ、各社では求人申込みをプール 事態に備えている。

ハ) 賃金

表8は調査10社の主要職種別モデル賃金抜粋であるが、管理者層のバラつきは大きく、比較は困難としても、事務職、一般労働者の賃金分布は、クアラ・ルンブール、シンガポールと比較して低い水準にあるといえよう。

(表8) 職能別基本賃金モデル (1984年8月実績より)

(M\$ / 月)

	初任給	3年勤続	5年勤続	10年勤続
研 究 員	300	360 - 380 380	400	500
製造マネージャー	1,250 - 1,600	1,625 - 2,000	1,875 - 1,900	2,150 - 4,000
一般マネージャー	1,500 - 1,700	1,210 - 3,500 1,970 - 2,300	1,540 - 2,400	1,700 - 4,000
経理専門職	1,000 - 1,400 1,100 - 1,200	1,300 - 1,400 1,400	1,500 - 1,600 - 1,600	- 2,000 - 2,000
経理事務	255 - 660 380 - 660	365 - 780 435 - 780	420 - 860 - 860	- 1,020 - 1,020
事務主任	540 - 660 570 - 660	480 - 780 - 780	775 - 860 - 860	874 - 1,020 - 1,020
記帳事務	- 600 300 - 600	335 - 690 310 - 690	- 750 445 - 750	- 880 570 - 880
秘 書	300 - 570	360 - 855	400 -	500 - 719
タイピスト	250 - 300	310 - 370	350 - 420	450 - 570
オフィス・ボーイ	180 -	315 -		
事務一般	250 - 380 250 - 300	360 - 381 330 - 381	420 - 445 380 - 420	570 - 796 535 - 570
工場維持要員	264 - 600	284 - 670	360 - 750	600 - 900
設備補修要員	320 - 380	- 455	- 505	- 630
貨物自動車運転手	140 - 250	310 - 330	350 - 400	400 - 750
一般自動車運転手	245 - 400	290 - 440	320 - 420	410 - 500
警備・保安要員	150 - 250 220	185 - 310 - 280	225 - 380	410 - 500
工場監督者・職工長	400 - 750 750	475 - 900 900	513 - 970	650 - 1,450
一般労働者	170 - 252 170 - 220	215 - 275 215 - 235	235 - 354 235 - 265	280 - 370 280 - 340

(上欄：男性、下欄：女性)

シンガポールの源泉徴収制度と配当課税制度

公認会計士

原 邦明

1 はじめに

シンガポールの Income Tax Act によれば、源泉徴収は、シンガポールを源泉とする利子等をシンガポール居住者以外の者に支払う場合に要求され、当該項目の支払日より7日以内に源泉徴収額を The Comptroller of Income Tax に納付しなければならないこととされているが、日本で行われている従業員の給料から所得税を源泉徴収し、会社がこれを税務署へ納付するという制度は存在しない。（ただし、The Comptroller of Income Tax によって特に要求された場合はこの限りではない。）また、配当金に関する課税は日本と大幅に異なっており「源泉控除」と呼ばれている方法によっているため、しばしば読者に混乱を与えているようである。

したがって、以下本稿においては、源泉徴収制度及び配当課税制度について、シンガポールの Income Tax Act 及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約」（以下日・シ租税条約という）に基づき説明を行うこととする。

2 源泉徴収制度

シンガポールを源泉とする利子、ロイヤルティー、マネジメント・フィー及び役員（非居住者）報酬等をシンガポール居住者以外の者に支払う場合、その支払者は「所定の税率」をもって計算された税額を、上記の利子等の支払額から控除し、支払の日から7日以内に「所定の様式」をもって The Comptroller of Income Tax に対し、当該税金の控除に関し通知すると共に、税金の納付を行わなければならない。

(1) 所定の税率

① 利子

利子に対する源泉所得税は40%であるが、日本の居住者及び居住法人に支払う場合には、日・シ租税条約により15%に軽減される。また、非居住者及び非居住法人に支払われる利子であっても、ACU (Asian Currency Unit) 預金、シンガポールの銀行に預金している定期預金及びCD (Certificate of Deposit) から生ずるものはシンガポールでは非課税であるため源泉徴収の必要ない。

② ロイヤルティー

ロイヤルティーに対する源泉所得税も40%であるが、日本の居住者及び居住法人に支払う場合には、日・シ租税条約により10%に軽減され、また、日本においては15%で源泉徴収されたものとみなされ、5%分についてみなし外国税額控除の適用をうけることができる。なお、日・シ租税条約ではロイヤルティーを「使用料」として次のように定義している。「この条約において、「使用料」とは、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。」

③ マネジメント・フィー

マネジメント・フィーに対する源泉所得税も40%である。このマネジメント・フィーの定義は特定されたものがなく、ケース・バイ・ケースにより判断されるため非常にむずかしいところであるが、

- i) 親会社等シンガポール国外の者により、
- ii) シンガポール居住者または恒久的施設のために、
- iii) シンガポール国外で税務が提供され、かつ
- iv) 実費精算のために支払われる余額。

であれば源泉徴収の必要はない。ただし、実費精算でなく利益要素が含まれている場合には、その支払総額に対して40%の源泉徴収が必要と

なる。この源泉徴収された 40% は最終確定税額ではなく、受領した非居住者及び非居住法人はその収入をあげるために要した費用を損金として計上し、The Comptroller of Income Tax に申告書を提出することにより源泉所得税額の還付を請求することができる。

④ 非居住取締役に対する報酬…… 40%

⑤ 定期傭船料、裸傭船料…… 1% から 3%

(2) 所定の様式

① IR37

源泉所得税の納付は前述の如く、当該支払日から 7 日以内に「IR37」に必要事項を記入（記入例参照）し、税金相当額の小切手を添付して行う。期限を厳守しない場合 5% から 15% のペナルティーが加算される。

② IR585

源泉所得税の納付にあたり、日・シ租税条約に基づき軽減税率の適用をうける場合、The Comptroller of Income Tax により「二重課税防止条約に基づくシンガポール所得税の軽減税措置に関する申請書（IR585）」の提出を求められ、かつ日本国において課税対象となる旨の証明を受けることを要求される（記入例参照）。これは、軽減税率の適用をうけ日本に送金される筈の所得が第 3 国に送金され日本での課税の対象から除かれる如く、日・シ租税条約の悪用を防止するための措置である。

この日本の税務当局による証明書を提出しないときは軽減税率の適用は認められず、通常の 40% の税率による源泉徴収がなされなければならない。

(3) 様式記入例

以下の前提で IR37 及び IR585 の記入例を示す。

- i 支払人 ABC Singapore Pte Ltd
 11 Collyer Quay # 19-00 The Arcade Singapore 0104

- ii 受取人 XYZ CO., LTD.
 2-8 Toronomon 1 chome Minato-ku Tokyo
 105 Japan

iii 軽減率措置の対象となるもの、借入金利子

iv 借入の内容

金額	S\$2,000,000-
期間	1984年1月1日から1989年12月31日まで
利率	年10%
利払日	毎年6月30日及び12月31日

3 配当課税制度

シンガポールの支払配当等に対する課税はインピュテーション・システムという制度によっている。すなわち、法人税は株主たる個人により支払われる所得税の前払いであるとする考え方、換言すれば、会社が第一次的に負担する法人税を配当金として支払った範囲内において株主に転嫁(Impute)するという制度である。

日本では法人が稼得した利益はまず法人そのものに課税される。この課税された後の利益から配当を支払う。配当を受け取った株主はこの受取配当金に対して更に課税されるというように、企業が稼得した利益に対して、法人の段階と株主の段階で二重に課税されている。ただし法人が配当を受け取った場合には受取配当金の益金不算入制度、個人の場合には配当控除制度により、二重課税を排除しているが、完全に排除されていない。

(1)配当に関する The Income Tax Act 上の規定。第44条に以下の如く示されている。

- ①シンガポールの居住者たるすべての会社は、株主に対して支払われる配当金から40%の税率による税額を控除することができる。
- ②配当の支払をしようとする会社は実際に税金が控除されているか否かにかかわらず、各株主に対し、配当金支払金額及び会社が配当から控除したかあるいは控除する権利を有する税額を示した証書(Certificate)を各株主に対し発行しなければならない。
- ③配当の支払いを行なった会社は、各課税年度の終りに、The Comptroller of Income Tax に対し、当該課税年度中に株主に支払わ

(1R37記入例)

ACCOUNT OF DEDUCTIONS FROM INTEREST, ROYALTIES,
DIRECTOR'S REMUNERATION AND OTHER PAYMENTS
(Section 45/45A/45B Income Tax Act, Cap. 141)

File No. X/Sec. 45
Name : A.B.C. Singapore Pte Ltd
Address : 11 Collyer Quay #19-00 The Arcade
Singapore 0104 Tel No: 258.688

To
The Comptroller of Income Tax
Fullerton Building, Singapore 0104
Maxwell Road P.O. Box 231,
Singapore 9004
Republic of Singapore

This account is rendered in accordance with the provisions of Section 45/45A/45B (See overleaf) *on my own behalf/on behalf of:

XYZ CO., LTD 2-8 Toranomon 1-chome Minato-ku Tokyo 105 Japan
(state name and address)

in respect of deductions from Interest 利子。ダイヤル。- 等の正分を記入 paid to person not resident in Singapore.

Particulars of person not resident in Singapore		Date of payment [See Section 45(6) (b) overleaf]	Period of payment	Gross amount paid \$ ¢		Amount of deduction (40 percent) \$ ¢		Amount of penalty [See section 45(3) overleaf] \$ ¢	
Name (In case of charter fees, state name of ship and date of departure)	Address								
XYZ CO., LTD.	2-8 Toranomon 1-chome Minato-ku Tokyo 105 Japan	30/6/84	1/1/84 to 30/6/84	\$ 100,000 -		\$ 15,000 -		-	

Enclosed is cheque no. ABC 2255147 dated 5/7/84 for \$ 15,000 -

5/7/84
Date

Schiro Tohmatsu
Signature, Name and Capacity
Financial director

IR 585 和訳 表面

Your ref
In reply please quote:-
No.
Date

内国歳入庁

徴収部

Fullerton Building, Singapore 0104
Maxwell Rd. P.O. Box 231, S. 9004
Republic of Singapore
Tel: 914244 (40 lines)

M/S X Y Z CO., LTD.
2-8 Toranomom 1 chome Minato-ku
Tokyo 105 Japan

二重課税防止条約に基づくシンガポール
所得税の軽減税措置に関する申請書

当該申請書は

- (1) シンガポールとの二重課税防止条約締結相手国の居住者が
- (2) 1984年12月31日に終了する年度において シンガポールを源泉とする（シンガポールから生じたかあるいはシンガポールで稼得された）
 - (a) 利子 及び／又は
 - (b) ロイヤルティー 及び／又は
 - (c) 人的役務に対する報酬 及び／又は
 - (d) 年金

に関し、シンガポール所得税の軽減措置を申請する場合に使用される。

申請書に示された全ての事項の内、該当項目につき適正に記載すると共に 宣誓書の記載及び署名を要する。当該申請書は、申請者の居住地国の税務当局の証明を得たうえでシンガポール内国歳入庁に提出されなければならない。

HSU TSE-KWANG
税務検査官

居住に関する事項

1	申請者が個人である場合に記入	
(a)	<省略>	(a)
(b)		(b)
2	申請者が会社又は社団である場合に記入	
(a)	申請者の設立地	(a) Japan
(b)	会社又は社団の管理又は支配の行われる場所	(b) Japan
(c)	本社所在地	(c) 2-8 Toranomom 1 chome Minato-ku Tokyo 105, Japan
(d)	シンガポールにおける支店又は事務所の所在地	(d) 11 Collyer Quay #19-00 The Arcade Singapore 0104
(e)	業種	(e) 家庭用電器製品の販売

IR 585 和訳 裏面

1984年12月31日に終了する年度における
軽減税措置の対象となるシンガポール源泉所得証明書

	所得 (総額)
1 利子 (a) 利子の内容 ... <u>Loan Interest</u> (b) 支払人名及び住所 ... <u>ABC Singapore Pte Ltd</u> (c) 利子の発生開始日 ... <u>1984年1月1日</u>	S\$ 200,000-
2 ロイヤルティー (a) ロイヤルティーの内容 ... <u>N/A</u> (b) 支払人名及び住所 (c) ロイヤルティーの発生開始日	
3 人的役務に対する報酬 ... <u>N/A</u> 支払人／雇用者の氏名及び住所 人的役務に対する報酬の支払開始日	
4 年金 (a) 年金支払人／雇用者の氏名及び住所 <u>N/A</u> (b) 年金支払開始日	
合 計	S\$ 200,000-

- (i) 上記の所得の内いずれかが申請者の居住地にすでに送金されたが、
あるいは送金されるかの否を述べよ。 < YES/~~NO~~ >
(ii) 上記の源泉所得の内、すでに終了している源泉がある場合その項目及び
終了日付を述べよ。

宣 誓 書

私 Jiro Awoki ... はここに

- (1) 当該申請者は Japan ... に居住地を有する XYZ Co., Ltd に代って
作成され、かつ
(2) ここに記載された全ての事項は私の知る限りにおいて真実かつ正確
である。ことを宣誓すると共に XYZ CO., LTD に代って ここに記載
された所得に関し、シンガポール所得税の軽減措置の適用を要求する。

Jiro Aoki 申請書作成者署名
Director Accounting & Financing dept. 申請書作成者資格

日付 1984 年 月 日

税務当局による証明書

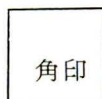
私／我々は XYZ CO., LTD は Japan に居住地を有し、かつ、当該申請書
に記載された所得は Corporate income 税の対象となることを証明する。

署 名 国税 太郎

日 付

職 位 Chief of Minato Taxation Office

税務署所在地



角印

港法居証第○号

税務署印

れたすべての配当から控除されている税額の合計額を示す所定の様式による計算書 (Statement of Dividends Paid) を提出しなければならない。

The Comptroller of Income Tax はこれに基づいて次の i) 及び ii) を比較する。

i) 上記計算書に示された配当から控除された税額の合計額

ii) 配当の支払が行われた課税年度について、会社を支払義務の生じた法人税の金額と下記⑤に示す前課税年度からの繰越額

④③比較の結果、i) が ii) を超える場合、その超過額について、会社は The Comptroller of Income Tax 宛に追徴税を納付しなければならない。

⑤、③の比較の結果、ii) が i) を超える場合、その超過額は翌課税年度に繰越され、翌課税年度以降に支払われる配当から控除される額との相殺に利用される。

⑥税金を控除することなく配当が支払われた場合、かかる支払額は税金控除後の金額とみなされる。

(2) 源泉控除

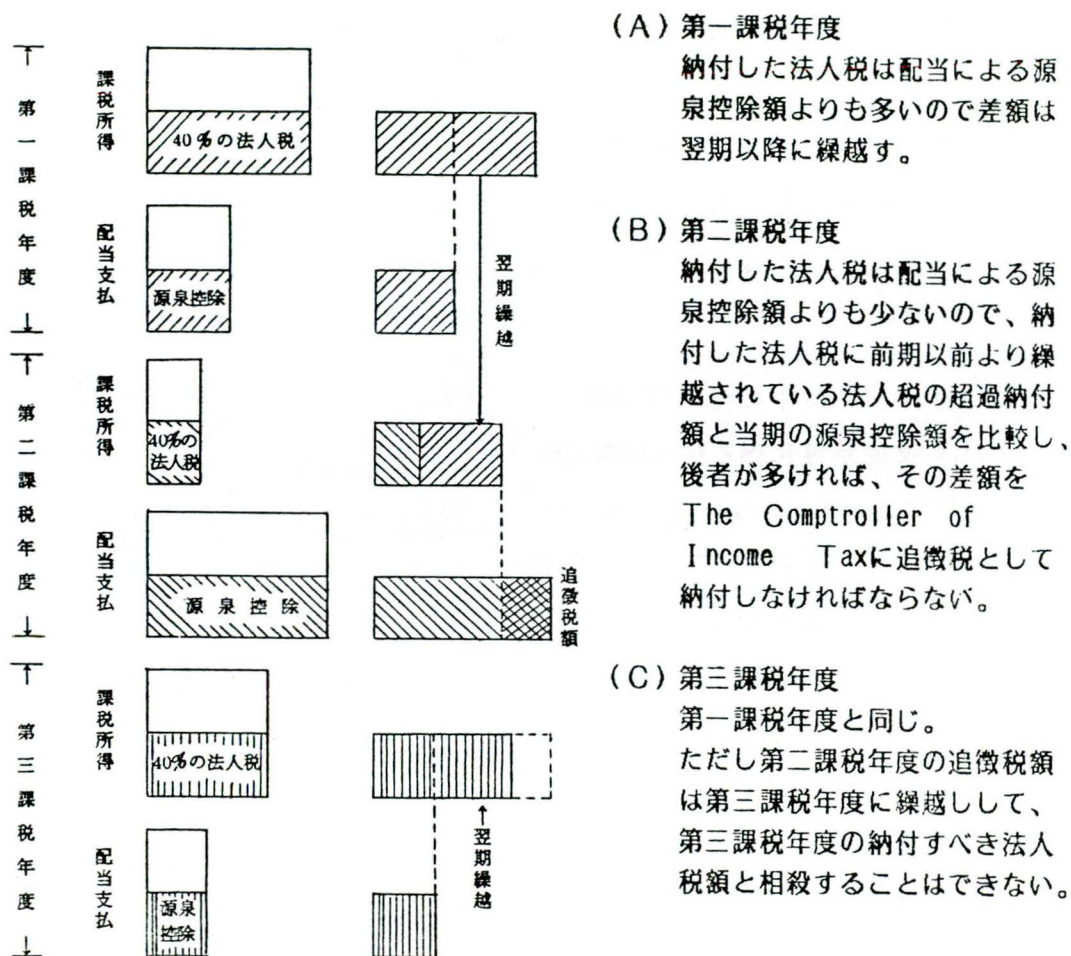
第 44 条 1 項に規定されているように、シンガポール法人が配当を支払う場合には、その支払の際、支払配当額から 40% の税率で税金を控除する権利が与えられている。これは「源泉控除」といわれ、日本の「源泉徴収」とはまったく異なるものである。

(3) 源泉控除を行う理由

シンガポールにおいては株主総会の配当支払決議は決算日後 6 ヶ月以内に行われるため、通常は当該決算年度の法人税の賦課に先立って行われる従って配当宣言を行う時点では最終的な課税通知書 (Notice of Assessment) を受け取っていないため、会計上の税引前利益にもとづいて配当決議がなされる。つまり、法人税込みで配当宣言がなされる。このようなことから配当金支払時に行う 40% の源泉控除は、法人が納付すべき法人税を確保するという意味あいをもっている制度である。

(4) 法人税と源泉控除との関係

シンガポールの法人税は前述のように、法人の支払う法人税は最終的には配当に対する課税の制度を通じて株主に転嫁するという考え方をとっている。法人税と源泉控除との関係、すなわち上記(1)の③④⑤を図示すると次のようになる。



過去に支払った法人税とすでに源泉控除された金額との差額を Section 44 Balance といい、Section 44 Balance に見合うように配当金額を決定することが二重課税を避ける意味で重要なことである。

(5) 以上を例題で説明すると次のとおりである

会社設立日	1983年2月 1日
第1回決算日	1983年9月30日
会計上の純利益	S\$1,000,000
法人税の納付	会社は、1984年2月に1984課税年度に係る課税通知書を受け取り、 S\$280,000の法人税を納付した。

ケース①

会社は1984年3月定時株主総会の決議に基づき、S\$500,000の配当を行い、S\$300,000〔S\$500,000－(S\$500,000×40%)＝S\$300,000〕を日本の親会社へ送金した。

1983課税年度中の源泉控除額	S\$ 0
1983課税年度に係る法人税確定額	<u>0</u>
Section 44 Balance	<u><u>S\$ 0</u></u>
1984課税年度中の源泉控除額	S\$200,000
1984課税年度に係る法人税確定額	<u>280,000</u>
Section 44 Balance	<u><u>S\$ 80,000</u></u>

(1984年12月31日現在)

コメント： 問題なし、S\$80,000は、1984課税年度中に行われる中間配当（ $S\$80,000 \div 0.6 = S\$133,333$ まで配当できる）及び1985課税年度以降に行われる源泉控除との相殺に利用できる。

ケース②

会社は1984年1月定時株主総会の決議に基づき、S\$500,000の配当を行い、S\$300,000を日本の親会社へ送金した。

1983課税年度中の源泉控除額	S\$ 0
1983課税年度に係る法人税確定額	<u>0</u>
Section 44 Balance	<u><u>S\$ 0</u></u>
1984課税年度中の源泉控除額	S\$200,000
1984課税年度に係る法人税確定額	<u>80,000</u>
Section 44 Balance	<u><u>S\$ 80,000</u></u>

(1984年12月31日現在)

コメント： 配当の支払が税額確定（1984年2月）以前に行われる
 ので、リスクはあるが最終的に源泉控除額 $\leq$ 確定額とな
 るので問題ない。

ケース③

会社は1983年12月に定時株主総会の決議に基づき、S\$500,000
 の配当を行い、S\$300,000を日本の親会社に12月中に送金した。

1983課税年度中の源泉控除額	S \$ 200,000
1983課税年度に係る法人税確定額	<u>0</u>
追徴税額	<u>S \$ 200,000</u>
1984課税年度中の源泉控除額	S \$ 0
1984課税年度に係る法人税確定額	<u>280,000</u>
Section 44 Balance	<u>S \$ 280,000</u>

(1984年12月31日現在)

コメント：問題あり、追徴税額S\$200,000と、1984課税年度の法
 人税額S\$280,000との相殺は認められず、結果的に二重
 払いとなる。会社は1984年1月以降に配当金を送付すれば
 ば、ケース②と同じになり、S\$200,000を納税する必要
 性はなかった。（シンガポールでは配当宣言日ではなく配
 当金支払日が基準となる。）

4 おわり

以上、シンガポールの源泉徴収制度及び配当課税制度について、その概
 要を紹介したが、ロイヤルティー、マネジメント・フィー等その定義が非
 常にむずかしいものも多く、具体的適用にあたっては個別に会計専門家に
 相談されることをお進めします。

シンガポールの化粧品市場と購買層の特性

資生堂 シンガポール

守谷 光司

1. はじめに

「美しくありたい」という女性の心理は、洋の東西、地域の南北を問わず永遠の憧れであり、女性に「美しくあってほしい」と願うのも世の男性の生まれながらの願望です。

この双方の欲望をより一層満足させるという潤滑剤が、いわゆる「化粧品」だと思うのです。

化粧品産業が、自動車、電器、コンピュータといった高度技術産業などと共に今日の文化産業として位置付けされ、クローズアップされて来たのは1960年代に入ってからです。

経済の発展に合わせて生活が豊かになり、余裕が生まれたところに人々の本来の願望が高まるのは当然のことといえましょう。また、化粧品の目的も、単に粧うというだけでなく、人の心を豊かにし、雰囲気をはっきりとさせるという心理的な面も加えて、その使用分野が広がって来ています。

こうした化粧品の使われ方は、程度の差こそあれ世界的な傾向なのですが、やはり、一般的には、生活水準の高い国程、バラエティーに富み、消費が多くなっていることは間違いありません。すなわち、化粧品の消費量が生活水準のバロメータともいわれる所以です。

シンガポールの年間消費量は統計資料がありませんが、化粧品類の輸入実績から再輸出実績を差し引いて当市場での消費量とその推移を推定することが出来ます。（地場の生産規模は極めて小さいため考慮に入れていません。）

国別 年度	シンガポール		日 本	
	輸入額—再輸出額	増 加 率	業 界 出 荷 額	増 加 率
1979 年	49,610 (CIF)	100	62,870,000	100
1980 年	64,054	129	65,887,000	105
1981 年	67,181	135	70,530,000	112
1982 年	60,225	121	77,476,000	123

(日本の数字は工業会統計を S\$ 1=¥ 115 で換算したもの)

(単位はいずれも S\$ 1000)

2 シンガポールのおしゃれ観 —日本と比べて—

最も消費文化の盛んなアメリカで化粧文化の変化は、60年代のメーキャップ、70年代の香水、80年代は、スキンケアとサービスが、核になっているといわれています。これは、多かれ少なかれ世界の化粧文化の傾向でもある訳ですが、日本では、むしろ、スキンケアとそのサービスは、すでに60年代から急速に注目を集め、メーカーの研究も一段と質が高くなっています。現在、この分野の化粧品は、日本のお家芸のひとつで、最も進んだ技術と最も長い経験に裏打ちされているといえます。

ヨーロッパ文化、特に、英国文化の影響が強かったシンガポールは、日本と違って、肌の手入れを目的とするマッサージ・クリームやスキンローションなどを使用するスキンケアへの関心が、まだ低く、ようやく近年、その大切なことが理解されて来たところです。この引き金になっているのは、

- ①消費者の教育水準が高まり肌の生理に対する知識が向上したこと。
- ②一般の生活水準が高まり購買力に余裕が出て来たこと。
- ③特に、日系企業によるPRが浸透したこと。
- ④情報化が進み、先進国の化粧情報も伝達し易くなったこと。

などがあげられます。

関心の高いメーキャップを見ますと、日本の場合と比較して、一般に次のような特長が見られます。

- ①日本のナチュラルなメーキャップに対して厚化粧が多いこと。
- ②化粧している人と、していない人が歴然としていること。
- ③特に、アイメーキャップ、ノースシャドーが、かなり大胆であること。
- ④インド系、マレー系、中国系など肌の色によってファンデーションや口紅の色幅が大きいこと。
- ⑤40代、50代では、眉を極端に細く画く人が多いこと。
- ⑥宗教上の理由から使用を制限することがある。例えば、マレー系の回教徒ですと礼拝時にマニキアやペディキュアはつけないのが原則です。

最近行なった化粧品使用状況の市場調査を見ますと、日頃、化粧品を使っている人の87%が口紅を使い、アイシャドーなどのアイメーキャップも60%と高い比率です。スキンケアは67%となっていてほぼアイメーキャップ並というところでしょうか。

メーキャップに反して香水やオーデコロンの使い方では、一般に余り強くない穏やかな香りが好まれています。古くから本場、ヨーロッパの豊富な香水類が紹介されている関係で、香りについては、洗練されているといえましょう。体臭を消すために積極的に使うなど、日本の場合より生活に密着しています。

ただ、いわゆるTPOに合わせて使い分ける楽しみとか、食事に出掛ける時には出来るだけ控えるといったマナーの面では、これからのようです。

3. シンガポールで気にしたい「肌」と「髪」

常夏のシンガポールで生活して半年もすると、肌はカサカサして油気がなくなったような経験はありませんか。一般に冬から夏への変化の中で、皮膚も汗腺が開いて、自然と油気が増えるという生理現象が起こります。しかし、半年以上も夏型の気候が続く環境の中では、強い太陽光線もさることながらいつもクーラーの効いた部屋、毎日、欠かせないシャワーなどで肌を乾燥させる機会が多くなるからです。年令にもよりますが、30代以上の中国系シンガポール人には、皮膚の深層部に脂肪分が多くても、肌

の表面はドライな人が多いといわれるのも、うなずけます。

最近実施した「肌の美容相談」の結果と日本における夏の肌のタイプを比較すると次の通りです。

〔日本の夏の場合〕（N＝688人'78年調べ）

脂性	19
やや脂性	24
中間	47
やや乾性	8
乾性	2

〔シンガポールの場合〕（N＝62人'84年調べ）

脂性	10
脂性だが表皮乾性	23
中間	6
中間だがやや乾性	50
乾性	11

日本では、お客様100人のうち乾性に分類されるのが10人の割合ですが、シンガポールでは、100人のうち84人が乾性に分類されていました。

「肌が乾性（ドライ）であろうが、べつついた脂性（オイリー）であろうが別に問題はなかろう。」と思われましょうが、常にドライの状態ですと弾力がなくなり、しわが深まり老化が促進されます。特に女性にとって肌の「つや」や「なめらかさ」は、美しさの絶対条件とさえいわれています。したがって、肌の清潔さと共に、適度の油分と水分を化粧品で補なうことが、美容上特に必要となります。

メラニン色素の多いマレー系やインド系の人々には、理想的な肌の持ち主が多いといわれます。メラニン色素が、特に紫外線を防ぎ肌に悪影響を及ぼす深層部の傷害を防ぐことになるからです。

ちなみに、黒人の美人の条件をご存知ですか。

①肌がつややかで弾力があること。

②歯が真っ白で、歯並びがよいこと。

③髪の毛が真直ぐで長いこと。

これが、美人3条件だと聞いています。肌のウェイトが、高いことはこれからも人種や肌の色の違いを超えて共通して美しさの条件になって来るはずですが、80年代が、スキンケアの時代といわれる理由がここにあります。これを裏書きするように、スキンケア製品も最近はお客様の年齢や肌の状態に合わせることが出来るように一層細かな分類になっています。ヤング用、ミドルエイジ用、敏感肌用などですが、こうした製品を最も適切にお客様に使っていただくために一对一の美容相談できめ細かなサービス活動を心掛けています。

太陽光線の強いシンガポールで、肌の手入れと共にもうひとつ気になることは、髪の手入れです。髪の毛は、緑の黒髪も美しい銀髪もすでに死んだものといえ驚



(一对一の美容相談でお客様に最も適した化粧品を紹介するわが社のビューティコンサルタント)

くかも知れませんが、これは事実です。当然、髪の毛に限らず体に生えている毛は、すべて死んでいる訳です。切っても、焼いても、痛みがないため判りませんが、強い太陽光線をいつも否応なく受け、傷んだ頭髮には、もはや回復機能はありません。そこで少しでも紫外線などから守る日頃の手入れによって、髪を傷めないための予防が必要となります。バサついた髪には、ダメージヘア用のリンスでしっとりさせ、シャンプーごとにヘアト

リーメントパックを回復するまで続けたり、ヘアトリートメントローションでくし通りをよくするのも髪を傷めないための予防処置です。いま、健康な髪へのお手入れ化粧品が、男女を問わず、関心の的になって来ています。シンガポールで、ちょっとしたショッピング・センタービルの中には、必ず4、5軒のヘアサロンを見かけますが、ただパーマやセットでおしゃれするだけでなく、髪が傷みやすいという環境から、念入りなヘアケアが要求されるということも物語っている訳です。

以上、シンガポールの化粧品市場を通して見た購買層の特性などを述べてみました。

4. 結びにかえて

ファッションの中心はパリ、メーキャップ技術はニューヨークでなければ……といわれる時代を過ぎ、これからは、人種や気候や習慣などの特性に合わせ、それを生かした独自の美しさがあってよいはずです。その意味でも、ここシンガポールが、経済、金融のセンターであると同時に、東南アジアを代表する魅力あるファッションとおしゃれの市場として、また新しい粧いの感覚が生まれる市場として、ますます発展して行くことと思います。

小切手の話

株式会社住友銀行

竹内 実

日本人にとって小切手は余りなじみのないものですが、シンガポールでは、色々な支払いの際になくはない必需品です。

では小切手とは？難しい本によれば「金銭債権の流通とその決済を簡明、円滑、確実ならしめる為の制度である。小切手とは有価証券の一種であり……」となっていますが簡単に言えば、小切手で支払うと言うことは、現金で支払う代りに「自々の取引銀行に対し、一定の金額を特定の人、又は、呈示をした人に自己の当座預金より引落の上支払うことを指図した証券」を手交することです。

日本では個人が小切手を振り出すのは、パーソナルチェックとして次第に普及してきましたが、まだ多くは企業により振り出されているのが現状です。これにひきかえ当地では電気料、電話料はじめ、会費支払い、さらには交通違反の支払いにも利用される等、生活上なくてはならない支払い手段として、小切手が利用されています。皆様自身、毎月少なくとも10枚以上の小切手を振り出しておられるのではないですか。日本人所帯約5千とすれば、月間5万枚以上の小切手が振り出されていることになります。そこで小切手の取り扱いについてわかりやすく説明してみたいと思います。

1. 小切手の顔

(9)	(1) DBS BANK	(2) 7171-001
	(3) _____ 19 _____	
(4)	Pay _____ (5) or bearer	
(6)	Dollars _____ \$ (7) _____	
	(8) _____	
(10) 123456 - 7171 - 001 - 01234567		

左図が一般に振出される小切手です。

小切手の顔について説明を加えましょう。

- (1) 銀行名（当座勘定を開設している銀名）
- (2) 各銀行に付された番号
- (3) 振出年月日 — “ 14 Oct 84 ” 等と記載します。
- (4) 小切手の発行先（受取人）
- (5) 持参人払いか否か通常の支払いの場合後で述べます紛失、盗難等による危険をなくす為“bearer”は消して(4)に記載された人のみがお金を受けとれる形にします。窓口で現金引出しの場合はそのままにします。
- (6) 金額欄は英文で記載します。
- (7) 金額をアラビア数字で記載します。
- (8) 小切手を振出す人が署名します。
- (9) 「横線」(cross) といいます。この表示があると、どの銀行も自行のお客の口座に入金することが建前となっており、一見の客に対し現金払いをすることは出来ません。
- (10) 順番に小切手番号—銀行の番号—口座番号となっています。

特に注意すべきことは署名、サインについてでしょう。

日本人にとってサインはやり慣れていない為、種々のトラブルが発生します。よくあるのが最初に届けられたサインと違うサインをする、又は、次第に書体が変わって届出とは同一と判別しにくいサインになる場合です。皆様もご経験がおありと思いますが銀行より“サイン相違”の為、支払いが受けられなかったり、銀行より“サイン届”をもう一度やり直して頂けませんかとのお願いを受けられたことはありませんか。 どうしたら防ぐことができるか、答えは簡単です。出来る限り簡単なサインにすることです。但し事故もありますのでまねのしにくい工夫をもち込むことが必要です。

例えば漢字でサインすることも可能です。

2 小切手の書き方

(1) 銀行の店頭にて現金を引出す場合

DBS BANK	30 Sept 84
Pay Cash	or bearer
Dollar Five hundred only S\$ 500.00	
<i>Amr</i>	

左図の通り「 Pay Cash 」とする。但しご本人が出金にいかない場合は往々にして本人確認を求められるケースが多い。

(2) 小切手を支払いにあてる場合

DBS BANK	30 Sept 84
Pay A. Co. Ltd.	or bearer
Dollar Five hundred only S\$ 500.00	
<i>Amr</i>	

左図の通り「 Pay A Co Ltd 」と支払い先を明示し小切手の左上に横線を引きかつ bearer を消す。

即ち、横線をし、かつ bearer を消すことにより、小切手の支払い呈示は受取人の銀行を通じて行うことになります。例えば、落とした場合、盗難にあった場合でも、どの銀行の誰の口座に入金がなされたか判明します。

3. こんな場合あなたはどうしますか

(1) 小切手を落としたり、盗難にあった場合

小切手を使い慣れない日本人にとって、一番困るのが、このケースです。まず第一に取引銀行に届け、取引銀行に支払い停止（Stop payment）を依頼することです。

(イ) 白紙小切手の場合

小切手帳をブランクのまま盗られたときは、まず取引銀行に届出を行なった上でその口座を解約し、新しい口座を開く方がいいでしょう。当然銀行でサイン照合するので支払われるケースはありませんが安全の為そうされることをお勧めします。又、旧口座にて振出した真正の小切手の分のみ残高を残しかつ振出した小切手の明細を銀行に届けておけば充分です。

(ロ) サイン済の白地小切手

この場合は一番危険が大きくなります。もし銀行に盗難紛失等による支払い停止の旨の依頼がなく、銀行の店頭で呈示されれば現金は支払れます。又善意の第三者としての所持人に対しては無効を主張することは出来ませ

ん。くれぐれも保管の際は白地小切手にサインをしておかないようにご注意ください。

(ハ) 発行済（記名式）の小切手

この場合も銀行に支払い停止を届けておけば支払われません。持参人払いの場合には善意の第三者に対抗出来なくなるので出来るだけ横線且つ記名式にすることをおすすめします。

当地では郵送した支払い小切手がなんらかの手ちがいで紛失したので再発行してほしい等の依頼を受けられた経験をおもちの方もおりと思います。その際も必ず銀行へ紛失の届をお出し下さい。

(2) 高額の小切手をもらった場合、又、相手先が余り信頼のおけない場合

こんな場合、小切手の振出銀行にその小切手相当分を残高保留してもらうシステムがあります。「マークチェック」といいます。これは下記の要領で行なわれ、当地ではけっこう利用されています。

(イ) 小切手を直ちにご自分の取引銀行に持込んでマークチェック扱いを依頼して下さい。

(ロ) 取引銀行から支払銀行の店頭に「マークチェック」として呈示され、呈示された銀行は、その時点で小切手の額面以上の残高がその口座にあればその分を残高保留しなければいけません。もし残高がなければ、マーク・チェック扱いはしません。

(ハ) マーク・チェックとなった小切手は改めて取引銀行より支払い銀行に交換で持出され、決済されます。

（尚、当然乍ら費用はかかります）

(3) こんな小切手をもらったときどうしますか

(イ) 小切手の発行日が古いとき

当地の銀行間での取決めもあり、発行日から6カ月以上経過した小切手は交換呈示できません。通常は入金時に銀行が受入れませんが、受入れられても支払い銀行が決済しません。古い日付の小切手は初めからもらわないことです。又、万一、入金忘れて日付が古くなった小切手は理由をいって振り出人に書き換えてもらう他ありません。くれぐれも集金小切手は早めに入金して下さい。

(ロ) 1週間先の発行日が記載してある小切手をもらった場合

小切手を発行した人が日付をまちがえたか現在口座にお金がないのでしょう。発行日当日迄待つしかありません。

4. 小切手のいろいろ

(1) 旅行小切手 (トラベラーチェック)

海外で勤務されておられる皆様に一番なじみのあるのが、この小切手でしょう。発行銀行、通貨とも多数の種類が発行されています。

皆様が当地から出張、帰国等、出国される節は是非ともご利用下さい。この小切手は銀行が発行し、銀行が支払人となっている小切手で世界各国で使用可です。通貨はUSドル、円等あります。購入時の為替レートも現金に比べ優利になっております。何といっても盗まれたり、落としたりしたとき安全です。手続きをとれば全額再発行されます。当地でも日本からの旅行者の多くの皆様がこのトラベラーチェックを使っておられ、時々落としたり盗られたりし銀行へ再発行の依頼があります。

(2) 送金小切手

これは銀行振出しの小切手で支払い地の銀行が支払い人になっているものです。この小切手は少額の余り急がない送金に利用されています。

(3) 銀行保証小切手

これは銀行が振り出す小切手です。日本でもよく利用されています。特に個人の車の売買の際、相手先を余り知らない場合、この小切手での支払いを要求するのがいいでしょう。

5. おわりに

以上色々、書きましたが、小切手に関し、種々困ったことがありましたら、まず取引銀行の担当者にご相談されることが第一です。

前述の通り小切手は現金の代わりをつとめるものであり、取り扱いは現金と同様にご注意下さい。又、時々、口座の残高を確認せずに小切手を振り出される方もおありですが、当地には不渡りに対し取引停止等のペナルティーはないものの貴方の信用を落とすことになります。財布の中の現金が足りない時は支払えないのと同様、これぐれも口座の残高内で現金の代わりという意識で小切手を振り出していただきたいと思います。

理事会の動き

第183回 1984年10月9日 午後12時30分～

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1) 本所創立15周年記念事業実施要領について

事務局の説明にもとづき審議した結果、以下の通り決定した。

日 時：1984年11月20（火）午前10時30分～午後2時

場 所：Hotel New Otani, Phoenix Ballroom

事 業：①記念式典

時 間：午前10時30分～同11時30分

案内先：本所会員企業

来 賓：橋本 恕 日本国特命全権大使

DR. WONG KWEI CHEONG, MINISTER OF STATE
(TRADE & INDUSTRY), CHAIRMAN, NATIONAL
PRODUCTIVITY BOARD.

スケジ：10:30 参加者着席

ュール 10:45 橋本大使到着

10:50 DR. WONG KWEI CHEONG 到着

10:55 水戸会頭開会あいさつ

11:00 来賓祝辞

橋本大使による祝辞

DR. WONG KWEI CHEONGによる祝辞

11:20 来賓への記念品贈呈

休 憩

②記念講演会

時 間：午前11時30分～午後12時15分

案内先：本所会員企業

演 題：講師 2 人を予定し、演題は講師に一任する。

③祝賀パーティ

時 間：午後 12 時 15 分～同 2 時

パー
ティ形式：立 食

服 装：SHIRT AND TIE

案内先：本所会員、日本大使館、JETRO、日本人会、
日系報道関係者
SFCCI, SCCCI, SMA, SMC, SIC, SNEF, ABC,
JUGAS, 星日文化協会、地元報道機関

祝 電
依頼先：日本商工会議所、大阪商工会議所
バンコク、マレーシア、シカゴ、ホンコン
各日本商工会議所

予算：S\$ 20,000-

(2) シンガポール・日本労使関係セミナー実施要領について

事務局の説明にもとづき審議した結果、以下の通り決定した。

日 時：1984 年 11 月 19 日（月）午前 9 時～午後 5 時 30 分

場 所：HOTEL NEW OTANI, PHOENIX BALL ROOM

定 員：400 人 内訳：日系企業 300 人

非日系企業 100 人

対象者：ローカルの人事・労務担当幹部、労組幹部

参加費：1 人当り S\$ 20 (LUNCH, REFRESHMENT 代含む)

使 用
言 語：英 語

プ
ログラム：別紙の通り

(3) 「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション」の改定に
ついて

「トップ・マネジメントのためのオリエンテーション（1982 年

改訂版)」の在庫が無くなったのを機に、新たに改訂版を作成することとし、その改訂作業を経営研究委員会に依頼することとなった。

- (4) ホテル・ニュー・オータニ主催「京都座会イン・シンガポール」に対する協賛について

ホテル・ニュー・オータニ・シンガポールが地域社会への還元を目的として11月24、25日に標記シンポジウムを開催するに当たり、本所に対し協賛依頼があった。審議の結果、同事業が地域社会への還元を目的としたものであり、かつ協賛依頼の内容も案内状に「シンガポール日本商工会議所の協賛を得て開催」との文言が挿入されるだけであることから、この依頼に応じることとなった。

3. 報 告 事 項

- (1) 第三工業部会バンコク投資環境視察団報告について

さる9月21日～23日の間に実施した標記視察について第三工業部会の中村部会長より報告があった。

なお、視察報告書を目下取りまとめ中であり、11月中ごろまでに会員各位に報告書を配布する予定である。

- (2) NPB主催QCC大会について

きたる11月12日～14日までの間、ワールド・トレード・センターで開催される標記QCC大会には世界各国が参加し、日本からも5社7サークルが参加する予定である。

これに関連して、このたびNPBより本所会員企業に対し参加者派遣要請があった。

- (3) 国際人育成シンポジウム

本所も後援者の一員として加わっている毎日新聞社主催「国際人育成シンポジウム」が10月26、27日の2日間ホテル・ニュー・オータニにて開催される。

- (4) 部会・委員会等開催報告

① 部 会

9月12日(水) 流通サービス部会

17日(月) 運輸・通信部会
 21日(金)～ 第三工業部会主催バンコク投資環境調査団
 23日(日)

②委員会

9月14日(金) 第3回 JCCI-NPB PERMANENT DIALOGUE COMMITTEE
 20日(木) 経営研究委員会
 27日(木) "
 10月 1日(月) 広報委員会
 5日(金) "

③懇談会等

9月12日(水) 労使関係研究会
 13日(木) 大阪府経営合理化協会一行
 24日(月)～ テレビ大阪「関西ビジネス最前線」取材
 25日(火) 班来星
 28日(金) シンガポール電子工業協会と第三工業部
 会代表者との夕食懇談会
 10月 1日(月)～ NATIONAL EMPLOYERS SYMPOSIUM ON WORKING
 2日(火) PARENTS
 9日(火) 商工中金広島支店一行

4. 入・退会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会

** NOMURA RESEARCH INSTITUTE "C"
 ** YAMAUCHI RUBBER (S) PTE. LTD. "C"
 ** KIDOH CONSTRUCTION CO., LTD. "C"
 ** JAFCO INTERNATIONAL (ASIA) LTD. "C"
 ** ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD. "C"

(2) 退 会

** NIHON-ASIA SHIPPING (S) PTE. LTD.

** MR. K. SHIRAKI (SHIRAKI INTERNATIONAL CONSULTANT PTE. LTD.)

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より1984年9月分会計報告があり異議なく承認された。

10—11月の主な経済記事

10月10日。ジャヤクマール・シンガポール労相は8日マニラで開幕した第5回 ASEAN 労相会議の冒頭演説で、シンガポールの外人労働者政策について説明した。

ASEAN 諸国の一部には、シンガポールが1991年までに外人労働者を段階的に排除するという外人労働者排除政策を取る一方で、香港・台湾・韓国など非 ASEAN 諸国からの労働者採用を認めているのは“矛盾”ではないかとの声があがっている。ジャヤクマール労相はこうした疑問に答えたもので、要旨次のように説明した。3つの理由が指摘されている。

- ・まず第一に、シンガポールが ASEAN 諸国から労働者を採用しつづければ、長期的にこれら近隣諸国の関係に悪影響を及ぼす可能性がある……我々は、近隣 ASEAN 諸国から大量に労働者を取り入れた場合、契約終了や景気後退で彼らが帰国する日が来たとき、供給国側に混乱が生じることもあると懸念している。ASEAN 域内の友好関係に悪影響する恐れもあるそうした混乱を避ける政策を取ることが重要と考える。

- ・第二に、これら非 ASEAN 3国からの労働者のほとんどは高賃金であり、したがって雇用主の負担も大きい。これは政府が自動化促進のために雇用主に強いている高賃金政策によく適合する。シンガポールは現在これら3国（香港、台湾、韓国）から5000～6000人の労働者を導入している。

- ・第三に、これらの労働者は技能と経験を持っており、一

緒に働くシンガポール人労働者の訓練と向上を助けるだろう。

シンガポールは高技術・高技能産業への転換のために外人労働者を排除しつつある。豊富な労働力をもつ他の途上国との間で労働集約型産業において競争するのはシンガポールにとって“経済的自殺行為”である。わが国の外人労働者政策はこうした我が国益にとって不可欠な経済構造改革への基本的考慮によって決定されている。

。シンガポール政府は政府部門や法定機関の入札業務を標準化するため入札指導原則（ガイドライン）を作成した。

大蔵省予算局幹部は8日記者会見し以上の消息を明らかにした。その中には、すでに実施されている規則を文書化しただけのものが多いが、入札に関する公務員の権限を制限するような新规定も見られる。例えば次のような規定が含まれている。

- ・ 入札開封後、各部門の担当者が応札業者と入札額について交渉することを禁じる。特別の状況の下、入札局の許可を得た場合のみこれを認める。入札後の交渉は悪用と汚職に道を開くほか、業者が安価で落札した後に交渉によって金額を引き上げる恐れがあるからである。

- ・ 入札書類の提出後の変更は原則として認めない。入札後に誤まりを主張し撤退を望む業者には供託金没収と除外のペナルティを課すべきである。

- ・ 入札仕様書は正確・明瞭に作成し、可能なかぎり特定ブランド名の記載を避ける。やむをえない場合には、代替ブランド名も併記すること。また、特別の融資を要する場合には応札業者に助言を考え、正確な返済計画を示し、返済計画額は原則として実際の返済額と5%以上違わないようにすること。

・入札手続き管理システムの改善。入札担当官はできるかぎり定期的に配転すること、また近親者が相当な権益を有する契約の入札を担当しないようにすること、

大蔵省予算局によると、同局とその他の政府関係部門の代表からなる専門委員会が6カ月にわたる研究の結果、同指導原則が完成し、同原則はすでに政府職員のガイドブックに記載済みという。

ちなみに1983決算年度内に政府部門（住宅開発局HDBやMRT公団等の法定機関を除く）の高級入札局（50万Sドルを超える入札業務を担当）によって承認された入札契約は総額37億7400万Sドルに達し、初級入札局（50万Sドル以下の入札業務を担当）によって承認された入札契約は合計1億2800万Sドルにのぼった。

10月15日。経済開発局（EDB）によると、今年1～8月間におけるシンガポールの製造業投資承認額は石油および石油化学両工業を含めて約13億ドル（Sドル、以下同じ）、これら両石油関連工業を除くと約12億ドルに達している。

現在の傾向が続けば、今年通年の石油関連工業を含めた投資計画承認額は昨年通年の約26億ドルを大幅に下回る18～19億ドルにとどまる見通しだが、これら石油関連工業を除いた投資計画額では昨年通年の17億7000万ドル程度には達する見通しである。

今年1～8月の承認総額13億ドルのうち約9億ドルは外資で、このうち米国が約6億5000万ドル、日本が約1億2000万ドル、欧州が約1億1000万ドルを占めており、その他の外国の投資計画は約2000万ドルにすぎない。また地元企業の投資計画が約4億ドルを占めている。

今年通年の各国からの投資計画承認額（石油関連投資を含む）は、米国の投資が約9億2500万ドル（昨年は石油

関連投資を含めて6億8088万ドル、これを除いて5億6592万ドル)、日本の投資が1億8000万ドル(同5億3195万ドル、1億5978万ドル)、欧州の投資が1億6500万ドル(同4億2805万ドル、3億9394万ドル)に達すると予想されている。また、地元企業の投資計画は今年通年で6億ドルに達し、昨年の5億1912万ドルを上回る見通しという。

今年は昨年の石油化学工業のように特別大型の投資プロジェクトはなく、様々の業種に投資が比較的分散している。例えば今年1～8月の投資計画承認額は電気電子工業が5億4000万ドル、化学工業3億ドル、金属工業1億4000万ドル、重工業1億8000万ドル、衣料品工業と印刷業で1億2500万ドルなど。

こうした今年1～8月の投資計画承認状況(暫定統計)はP.Y.Hwang EDB局長が先週、EDBの1983/84年度年次報告書の発表にあたって明らかにした。

同局長は、今年の製造業投資計画(石油関係を除く)は量的には昨年並みであるが、質の面では昨年以上回っていると指摘、昨年の承認済み投資プロジェクトが平均して労働者1人当たり8万7200ドルの付加価値生産を期待していたのに対し、今年の同プロジェクト平均11万4500ドルの付加価値生産を期待している、と明らかにした。

10月22日。知識集約型産業に税優遇を考え、その発展を奨励することを主要な目的とする“1984年経済発展奨励(税制控除)修正法案”が19日国会を通過した。

トニー・タン蔵相の同修正案に対する主旨説明によれば同法案は1983年政府予算案で提起された・非製造業の製品やサービスに各種の税制優遇を適用し・非製造業企業の節水計画に補助と税制優遇を考えるという基本構想に基づ

いており、今後以下の４種類の活動にパイオニア産業税制優遇措置と業務拡長奨励措置が拡大適用される。

(1)実験、諮問、研究開発活動を含む各種エンジニアリングまたは技術サービス。

(2)コンピューターによるデータ通信やその他のコンピューター関連サービス。

(3)工業設計の開発と制作。

(4)通産相が認めるその他のサービス。

。ゴー・ケンスイ副首相によって提出された金融会社修正法案が１９日国会を通過した。

同法の修正は今年初めに成立した銀行法修正に対応するもので、金融会社法修正案の内容は修正後の銀行法の内容にはほぼ一致している。

同修正法は金融会社の貸し出し額の払込資本金に対する比率を引き上げており、このため、ゴー副首相は「国内３４社の金融会社のうち、資本規模の小さいものは増資または合併を迫られよう」と指摘するとともに、「金融会社は銀行同様その調整に２年の準備期間を認められる」と語った。

現行法は１９６８年１月に成立後６９年に一度修正され今日に至っている。今回は上記の貸出額と資本金との比率のほか以下の諸点に主眼を置いて修正が行われたという。

(1)過去１５年の金融会社の貸出業務の拡大と多様化に対応し、貸出業務の定義を拡大する。

(2)金融会社の経営管理権が、歓迎されない人々の手に握られるのを防止する。

(3)金融会社の顧客に対する貸出額に規準を設ける。

(4)金融管理局(MAS)の金融会社に対する監督権を強化する。例えば、金融会社の帳簿に対するMASの監査権を強化し、より厳格な監督を実施する。また、金融会社の

投資行為に対する M A S の監督権も強化される。

10月24日。当地のマレーシア工業開発局 (MIDA) 事務所によると、今年上半期におけるシンガポール企業の対マレーシア製造業直接投資は日本に次いで多く、件数で43件、その召集資本金総額は2400万Mドルにのぼった。昨年上半期の投資が25件、1300万Mドルだったので、今年は昨年に比べほぼ倍増のハイペースである。

シンガポールからの投資は主に労働集約型の木工、繊維、電気・電子、非金属鉱物製品、金属製品などの工業に集中している。

MIDA スポークスマンはこうしたシンガポール企業の対マレーシア投資傾向について「シンガポールで労働力不足と経営コスト上昇に直面してマレーシアへ転出する企業が増えている」と指摘し、マレーシアの豊富な労働力と原料、低い経営コストを活用するためシンガポール企業のマレーシア進出は今後さらに増えるだろうと予想している。

シンガポール企業の進出先はジョホール州パシールグダンとタンポイ、それにペナン州バヤンレパスの工業団地が中心で、概して基礎構造の不備な低開発地は敬遠されている。

一方、マレーシアですでに操業中のシンガポール系企業の固定資産総額は82年の数字で8億8420万Mドルに達しており、日系企業の7億400万Mドルを抑えてトップの座を占めている。

10月30日。シンガポール政府は先進科学技術産業への投資をさらに奨励するため、経済拡張奨励法の再改正を行う。

10月19日国会は経済拡張奨励法修正案を通過したが、トニー・タン蔵相兼通産相はその後ただちに、“経済拡張奨励法修正案第2号 (所得税控除) ” を国会に上程した。

同修正案によれば、先進科学産業分野における承認プロジェクトに投資する企業は当該プロジェクトの操業当初3年間の損失を出資額の50%を限度として法人所得から控除することが認められる。ただし、この控除を認められる企業はシンガポールで設立登記され営業する企業で、通産大臣の承認する特例を除き、その払込資本金の少なくとも50%以上をシンガポール国民または永住権所得者が保持していなければならない。

なお、19日の国会には商船業法修正案、移民法修正案、年金法修正案も上程された。

11月1日。シンガポールのこれまでに結ばれた労使団体協約の80%が原則的に60歳定年制を認めている。

オン・テンチョンNTUC（全国労働組合会議）書記長兼無任所相は30日に労組代表と会見した際以上の消息を明らかにした。

それによると、これまでに結ばれた労使協約の退職年齢に関する規定は大別して以下の3種類に分けられる。すなわち1)55歳を定年とする、2)健康が許せば60歳まで就業を認める、3)60歳以上の就業を認める。統計によると合計1000件の労働協約中第1類が20%、第2類が60%、第3類が20%、およそ80%の協定が60歳までの就業を認め、55歳定年制を規定したものは20%にすぎなかった。

席上、国民保健計画に言及した同書記長はCPF（中央積立基金）医療貯蓄口座の適用対象を民間医院にまで拡大することに反対しないと語った。しかし医療貯蓄口座は実施後数ヵ月を経ただけで、同口座の預金額も限られているため、現段階でただちに適用範囲を拡大する考えはないと補足した。

11月7日。国家生産性会議（NPC）のウォン・クウェイチョン議長（通産担当国務相）が5日明らかにしたところによると、シンガポールの11の雇用主団体から今年5月NPCに提出された生産性に関するレポートで、これら雇用主団体は中間管理職の問題のほか要旨次のような問題を提起していた。

- ・生産性コンセプト：労働者の就業態度と士気は“優秀”であり、労働者の生産性意識は向上している。しかし週末に労働者を第2シフトや第3シフトに就ける場合には苦勞する。（ドイツ・ビジネス・グループ）

- ・教育訓練：日本商工会議所は基礎教育を中学校レベルまで引き上げるよう提案するとともに、もっと多くの新卒者に就職前に職業教育を受けさせるよう提案。

- ・労働市場のひっ迫。シンガポール全国雇用主連盟（SNEF）は政府が定年退職労働者の再雇用に助成金を出すこと、またパートタイマーの雇用条件に柔軟性をもたせることを提案。シンガポール製造業協会（SMA）はパートタイマーや定年退職者の訓練補助金を拡大するようSDFに要求。

- ・ジョブ・ホッピング。ドイツ・ビジネス・グループはジョブホッピングは現在月間6～8%に達していると指摘、センシティブな社内情報を持った技術系職員の流動性に懸念を表明。シンガポール・オーストラリアン・ビジネス会議（SABC）はジョブホッピング防止のためにペナルティを設けるよう提案。

- ・非伝統国労働者。アメリカン・ビジネス会議（ABC）とSICCは非伝統国外人労働者の排除期限を延期するよう提案。（労働省は非伝統国労働者の排除期限をすでに2年延期しており、今年末までに排除するとの政府の立場を繰り返し表明している。）

以上は各種雇用主団体からの提案と意見の一例であるが、概して雇用主団体はシンガポール労働者の生産性意識が向上し、就業態度も良くなったと報告している半面、労働力不足とジョブホッピングに強い懸念を共有している。

11月12日。昨年、シンガポールの対オーストラリア投資額は日本に次いでアジアで2番目、第3位は香港だった。

9日当地で開催された“アジア西太平洋におけるエネルギーに関する法と政策セミナー”でオーストラリア代表が明らかにしたところによると、1982年のシンガポールの同国に対する投資額は17億600万豪ドルで日本の12億5200万豪ドルを上回っていた。

1983年のシンガポールの対豪投資は8億1300万豪ドルで、前年比47%の大幅減少を記録したが、依然として香港の7億7400万豪ドルを若干上回った。同年の日本の対豪投資は22億2500万豪ドルに激増した。韓国、台湾、マレーシア等の諸国の対豪投資も増加したが、依然として香港のそれにはるかに及ばなかった。シンガポールを除くASEAN 諸国の同年の対豪投資は総額でも1億1600万豪ドルにすぎなかった。

シンガポールの対豪投資は主に個別の富豪により不動産やホテルおよびその他特殊領域に投じられているのに対して、日本からの投資は主に大企業や銀行等を通じてなされている。

同代表は日本、香港、シンガポールの人口100万人当たりのGDP（国内総生産）が50億米ドルを超えており、貿易額も極めて大きいことをこれら諸国からの投資額が大きい原因として指摘している。ちなみに日本、韓国、香港、シンガポールの貿易額はいずれも豪州のそれを上回っている。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (13th November 1984)

* NIPPON KANZAI TRADING PTE LTD

Mr. R. Otani (General Manager)

383 Jalan Besar

Singapore 0820

Tel: 2942601

* KONISHIROKU PHOTO IND. (FAR EAST) LTD

Mr. S. Nakagawa (Chief Representative)

9 Penang Road #09-26/27

Supreme House

Singapore 0923

Tel: 3372900

* NISSIN TRANSPORT (S) PTE LTD

Mr. R. Hashimoto (Managing Director)

11 Collyer Quay #17-03

The Arcade

Singapore 0104

Tel: 2224936/2248230

* KYODO OIL CO (SINGAPORE) PTE LTD

Mr. H. Furuya (Managing Director)

16 Raffles Quay #35-01A

Hong Leong Building

Singapore 0104

Tel: 2253900

* HONDA MOTOR CO LTD

Mr. M. Hori (Acting General Manager)

75 Bukit Timah Road #06-01

Boon Siew Building

Singapore 0922

Tel: 3381955

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* SB GENERAL LEASING (SINGAPORE) PTE LTD

1 Shenton Way #19-05

Robina House

Singapore 0106

- * KOYO SINGAPORE BEARING (PTE) LTD
24 Pasir Panjang Road #08-33
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511
- * TOBISHIMA CORPORATION
1 Newton Road #03-05
Goldhill Plaza
Singapore 1130
Tel: 2552122
- ** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE
- * HITACHI METALS (S) PTE LTD
From Mr. N. Osaki to Mr. T. Ogishima
- * SANKYU (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. T. Sudo to Mr. H. Kawamoto
- * THE SAITAMA BANK, LTD
From Mr. S. Kadota to Mr. H. Kashio

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	S\$30
(非会員)	
(会員)	S\$15

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$8
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$5
法律第13号 " (1977年)	S\$5
法律第17号 " (1980年)	S\$5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$5
法律 (改正) 時報第21号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$5
シンガポールの租税	S\$15

会社法

法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$5
法律第4号 (共和国会社法改正) 1974年	S\$5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$5
法律16号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$5
シンガポール共和国会社法 (会員)	S\$60
シンガポール共和国会社法 (非会員)	S\$70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S \$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S \$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S \$ 5
金融業者法	S \$ 10
財務諸表公開原則	S \$ 15

業種別規則

法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S \$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S \$ 10
建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S \$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S \$ 5
シンガポール共和国商標法	S \$ 10
価格規則法	S \$ 5
1975 年水質汚染規制及排水法	S \$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S \$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S \$ 30
労働組合法 (1977 年)	S \$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S \$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S \$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S \$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S \$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員)	S \$ 15
	(非会員)	S \$ 30
月報 (各月号)		S \$ 8
国際比較統計要覧		S \$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	(会 員)	S \$ 10
	(非会員)	S \$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	(会 員)	S \$ 5
	(非会員)	S \$ 10

編集後記

日本では11月1日より日銀券のデザインが変わります。偽造の防止が最大の理由ではありますが、描かれている人物が聖徳太子や伊藤博文という政治家から福沢諭吉、新渡戸稲造、夏目漱石という文化人への変更は、最近ブームとなっているCI(Corporate Identity)の一種で、諸外国に対する日本のイメージUpをねらったCI(Country Identity)といえるのではないのでしょうか。当月報を愛読していただいている企業におかれても、自社のイメージUpのためCIを導入しておられることと思います。我々日本商工会議所広報委員も当月報のイメージUpを図るため毎年表紙の改定を行ったり、興味をもって読んでいただくために、いかに内容を充実させていくか等に苦心を払っています。これもCI(Committee Identity)といえると思います。

今月も多忙の中、充実した内容の投稿をいただきました東京銀行樋口氏、原公認会計士、資生堂守谷氏、住友銀行竹内氏にこの場を借りてお礼申し上げます。

今月号の担当は土田（村田製作所）村山（伊勢丹）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106